

令和2年4月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年4月9日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 高橋 明子
二番委員 荒 明 美恵子
三番委員 大 森 佳彦
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 武 藤 幸 意
生涯学習課長 植 村 泰 徳
文化課長 松 崎 裕 美
中央公民館長 栗 城 由 紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
教育総務課長補佐 安 藤 茂
学校教育課長補佐 油 井 弘 美
生涯学習課長補佐 高 橋 淳
文化課長補佐 鈴 木 美智子
文化課長補佐 山 中 雄 志
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午前10時53分

教育長 ただいまより令和2年4月教育委員会定例会を開催いたします。

 開会時刻であります、午前10時ということでよろしく願いいたします。

 それでは、会期の決定であります、会期につきましては本日1日ということで、ご異議ございませんでしょうか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 それでは、異議なしということですので、会期については本日1日といたします。

 続いて、書記の指名であります、書記につきましては、教育総務課課長補佐の安藤 茂さんをお願いしたいと思います、ご異議ございますか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、書記については教育総務課の課長補佐安藤 茂さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

 続いて、4番の会議録の承認に移ります。お手元に令和2年2月教育委員会定例会の会議の議事録と、同じく2月の臨時会の会議議事録があると思いますが、この内容等について何かありましたらお願いいたします。

高橋委員 高橋です。

 2月の定例会の議事録の27ページの誤字なんです、下から4行目の一番最後の減免をしていきたいという字が誤字です。

 以上です。

教育長 下から4行目。減免をして、次ですね。いきたいとというふうなところになっていますが、妙な漢字が入っていますね、ここ。誤字ということで。

教育総務課長 ありがとうございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

 ＜なしの声あり＞

教育長 では、会議録につきましてはお手元のとおりでということで、1か所訂正はありましたが承認されました。

 続いて、5番の報告事項に移ります。ここに入る前に、事務局より加除訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 特に加除訂正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、(1)の行事等の報告に移ります。

事務局より説明を求めます。

教育総務課長 行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回の3月の定例会開催日の3月13日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり5件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様について記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長 今説明ありましたが、この内容等につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

荒明委員 荒明です。

勉強不足ですみません。4月2日のS.C、S.S.W。すみません、教えてください。

教育総務課長 すみません。S.Cはスクールカウンセラーで、S.S.Wはスクールソーシャルワーカーの略でございました。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

くなしの声あり>

教育長 では、ご異議等ないということですので、(1)の行事等の報告についてはこの程度といたします。

続いて、(2)教育長の報告ということで2点あります。

最初に、報告第1号、共催、後援等の承認についてを上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、報告第1号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認の申請につきまして、3月の定例会以降、共催は承認案件がなく、後援のみ5件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義は、喜多方市教育委員会でございます。

次ページをお開き願います。3ページをお開き願いまして、一番下の5番目の承認日が令和2年3月24日になってございます。このときまでは、まだ喜多方市の基本的な方針が決まっておらずで、これ以降、後援や承認につきましても、4月、5月分につきましては、承認については、受け付けはするけれども保留とするとか、4月、5月開催のイベント等につきましては、中止や

延期を要請するという方針に変わりました。今回の部分につきましては、とりあえず承認をしたという形でございます。

それぞれの内容につきましては、各所管課から説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、学校教育課の所管分に関して3ページをもとに説明させていただきます。

真ん中の3番でございますが、きたかたおしごと広場という事業について承認しておりましたが、開催事務局のほうから中止するという連絡がございましたので、こちらのほうの承認をしておりましたが中止ということになりました。

4番の説明をさせていただきます。国際交流&イングリッシュキャンプ事業ということで、事業主催は、宮城復興支援センターというところになりますが、東日本大震災並びに全国各地災害による仮設住宅入居児童等に対する支援のキャンプということで、開催日は7月4日から11月29日までの間に開催するというところで申請が上がってまいりまして、この段階で承認しているという状況でございます。

その前に5月分もあったんですが、コロナによる中止ということで、今のところ7月からという状態になっているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課分3件についてご説明を申し上げます。

まず、3ページの1番上でありますけれども、事業名、倫理セミナー、開催日以下につきましては記載のとおりでありますけれども、申請者のほうから、これにつきましては中止ということで連絡があったところであります。

続きまして、2番目の子育てセミナーでありますけれども、これにつきましては、乳幼児から高校生までの子供さんを持つ親が抱えている悩みに対するヒントを提供するためのセミナーということで、開催日以下については記載のとおりでありますけれども、これにつきましても今現在実施するかどうかについて4月中に判断するというところで申し出があったところであります。

続きまして、3ページの一番下、5番になりますが、福島県立喜多方高等学校合唱部第15回定期演奏会であります。これにつきましても、申請者のほうから5月中までに実施するかどうかの判断をしたいということで申し出があったところであります。

以上です。

教育長 ありがとうございます。今5件の後援の内容について説明がありましたが、このことについてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

高橋委員 先ほど、3月24日以降の申込みについては保留にしたり、あるいは中止や延期のように要請しているというお話があったんですが、その辺のところをもう少し詳しく、どのような対応をしていらっしゃるのか教えていただけますか。

教育総務課長 前回3月でも市の基本方針ということで説明させていただきましたが、その後、4月に改定されまして、大きく変わった部分をここで紹介させていただきたいと思います。

 まず、2番目の会議、イベント等の対応ということで、(1)は市主催の部分につきましてはこれまで同様でございます。

 (2)の部分で、市主催以外の部分でも市民や各種団体等主催で不特定多数の参加者による会議、イベント等は原則中止または延期を要請するという中身になってございます。

 (3)番としまして、この(1)と(2)につきましては、令和2年4月末日まで開催予定のものに限ってということですが、ただ、括弧書きのほうで5月以降の会議、イベント等で4月中に判断を要するものを含むという中身になってございます。

 3番目の教育関係でございますが、(1)として、令和2年度市立小中学校の教育活動は4月6日より開始するということで活動が開始しているところでございます。

 先ほどの共催、後援の取扱いでございますけれども、この基本方針を踏まえまして、新規の4月開催分の申請については承認をしないということでございます。5月以降のものにつきましては、今回、一応市の基本方針改定まで保留とするという中身でございましたが、今回変わりをしまして、先ほどの(3)番目のような形で対応していくという状況でございます。

 また、既に承認してしまっているという催しの対応につきましては、取消処分とかはしないということで取りあえず進めていく、ただし、中止や延期のほうについて要請というかお願いはするということで進めているという状況でございます。

 以上でございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。

大森委員 大森です。

 基本方針、A4の紙のところで、イベントじゃないんですけれども、3の教育関係の(3)ですかね。37.5度以上の熱がある場

合は必ず欠席とするようということなんですけれども、これはいわゆる出席停止ということでよろしいんですね。

学校教育課長

発熱があった場合は、風邪であってもいかなる病気であっても、今回このコロナ対応ということで出席停止とさせていただく予定であります。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、特にはないようでありますので、共催、後援等の承認については、3ページにあるとおりということにいたします。

続きまして、報告第2号に移ります。喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてであります。

学校教育課長

それでは、まず4ページをお開きください。

報告第2号になります。喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてであります。本市ではこれまででもでしたけれども、小学校の総合的な学習の時間におきまして、農業科を全小学校で実施しているところであります。その子供たちの農業の学習についてご指導いただける方々を喜多方市小学校農業科支援員ということで設置するということの設置要綱に基づき、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、今回新たに委嘱するということになっておりますので、その内容についてご報告を申し上げます。

5ページ、6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

委嘱日は、令和2年4月1日ということで1年間、令和3年3月31日までとなりますが、全小学校17校におきまして、5ページから7ページに記載している方々に対し、今年度も新たに委嘱させていただくということになります。

新というマークがついているところは、今年度新しくお願いをする方々ということになりまして、各学校においては増えたり減ったりと増減はございますが、全体としては、今年度は105名の方々に委嘱をする予定でございます。昨年度は103名ということでありましたので、2名増という形になっているところでありますのでご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

教育長

ただいま説明がありましたが、この内容につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。

昨年もしか荒明委員が質問した内容だったかなと思うんで

すが、学校によって人数にこれだけ開きがあるということは、各学校によって農業科の授業のボリュームが違うということなのではないでしょうか。あるいは、ほかの方法で支援員に頼らない方法というのがあるのかというところを教えていただきたいと思います。

学校教育課長

委員ご指摘のとおり、各学校の委嘱の人数というのは違いがあるわけなんですけれども、年間の農業科をお願いしている時数というのは30時間程度ということで各校をお願いしているところでありまして、3年生から6年生まで同じ時数でもって活動しているところでもあります。

人数の違いといいますのは、それぞれの学校の地域の実態に応じて指導をお願いできる方々のキャリアや年齢構成など様々な実態が違うわけなんですけれども、委嘱している方々だけで行っている学校もあれば、PTAの方をお願いをして行っている学校もありますので、一律にこの方々だけでやっているというわけではないんですけれども、そのような事情で人数には違いが出てきているということもあります。

また、年齢が高齢になっているので引退したいというような方々のお声も聞いたりして、いろいろお願いする方々は異動があるというところも実態としては聞いているところでもあります。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

ありがとうございます。

もう一つの質問は、各学校の農業委員の方たちの横の連携のような何か協議会のようなものがあつたかどうかお尋ねします。

学校教育課長

例年ですけれども、秋に農業科指導員の研修会と称しまして、市役所におきまして、参加していただける方は限られる人数になることが多いんですが全小学校から参集していただいて、顕著にやっている学校などの活動例などを発表していただくのを聞いていただくとか、これまでですと懇親会も行うなどで連携が図れるような活動をしてきております。

教育長

ほかにございますでしょうか。

農業の支援につきましては、先ほど課長からあつたように、例年、最近ですが、特に課題になっていたのが高齢化という部分。その関係もあつて、今年度は新しく委員になられる方も結構あるのかなんていうふうに見ているんですが、なかなかこの辺も人材難しいところで。

でも、小学校のほうでは、それぞれの学校によって作物等は違

うんですが一生懸命取り組んでいる実態であります。

この件につきましてよろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということですので、報告第2号についてはこの程度といたします。

続いて、6番の審議事項に移りますが、内容に入ります前に事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

加筆訂正等ないということですので、最初に議案第1号喜多方市社会教育委員の委嘱についてを取り上げます。説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、議案第1号についてご説明を申し上げます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

議案第1号喜多方市社会教育委員の委嘱についてであります。社会教育委員が4月12日で任期満了となりますため、喜多方市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づきまして、下記のとおり委員を委嘱したいとするものであります。

委員候補者につきましては、9ページをご覧いただきたいと思います。委員全体で18名となります。氏名、住所、性別、年齢、新再の別、区分等につきましては記載のとおりであります。

なお、18名のうち新任の方につきましては4名となっていてところでございます。委員の任期につきましては、令和2年4月13日から令和4年4月12日までの2年間であります。

以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、委員の皆様方から質問等ありましたらお願いします。

荒明委員

荒明です。

3点、教えてください。1点目は、提案理由のところに任期満了に伴い新たにということが書いてありますが、これは新任の4名の方々のことでしょうか。

あと、2点目は、それに伴い、3番目のこの2年間の任期というのは新任の方の任期ということでしょうか。

それから、3点目は、再任という方がたくさんいらっしゃるんですけども、この方々はそれぞれ任期2年だったのかと思いますが、その2年を終了して、また委嘱されたということなんではないでしょうか。再任ということについてよく分からないので、再任を妨げないということはあると思うのですが、何期目なのか分かった

ほうがよいのかなと思ったものですからお聞きします。

以上です。

生涯学習課長

今ほど、3点ご質問を委員のほうからございましたけれども、全ての委員につきまして2年の任期を終了して、全員が新たに委嘱をしたいとするものであります。

再任とございますけれども、これまでも委員として委嘱をしていた方ということで、全体の方について改めて委嘱をするということであります。

任期、これまで何期されていたかということでもありますけれども、ちょっと今この場では詳細を申し上げられませんが、そういったことの表記につきましても、今後行いたいと思います。

それぞれ何年からということありますと、年数について申し上げてまいります。再任の方で申し上げますと、2番の方につきましては平成26年から。5番の方については平成30年から。6番、7番の方についても平成30年から。8番、9番の方は平成28年から。10番の方については平成31年から。11番の方は平成28年から。12番の方は平成30年から。14番の方は平成28年から。15番、16番の方は平成30年から。17番の方は平成18年から。18番の方については平成30年からとなっているところであります。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

ありがとうございました。

ということは、再任というのは本人の意思を尊重して、続けるというのであれば何期でも再任を妨げないということなんでしょうか。

生涯学習課長

社会教育委員の候補者となられる方々については、それぞれの団体からの推薦、それから地区の公民館からの推薦ということがございまして、その推薦に基づき内諾を頂いているということでもあります。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

今回の4名の新任になられた方、いらっしゃるんですけども、その4名は何ていうか、立場が変わったというか、充て職という意味において、そのメンバーが入れ替わったということでしょうか。

生涯学習課長

1番の方については、市の校長会からの推薦ということでもあります。3番、4番の部分につきましても、それぞれ団体の方々からの推薦ということでもあります。13番の方については、元小学校

長となっておりますけれども、これは地区公民館からの推薦ということでございます。

教育長
高橋委員

では、ほかにございませんでしょうか。

高橋です。

社会教育委員の皆様には、私は物すごく期待しているところがございまして、市の社会教育がどうあるべきかというところを話し合って方向性を決めていくとかそういったときにもこの方たちで話し合って、何か一緒にやっていける人なのかなと理解しているんですが、それでいいかどうか、多分それでいいんだと思います。何が言いたいかというと、是非こういった方々の研修の場をたくさん持つことと、それから話し合って何かを決める場をたくさん持っていたきたいということをお願いしたいと思います。それが一つです。

もう一つ、先程の任期の話に関するんですが、全員が2年間の任期満了をして、新任の方と再任の方がいるというのは、今のところそれで全員新しい人だけということにはならないと思うんですが、例えば1年ずつ、半分ずつずらすとかそういったことは考えなくていいんでしょうか。

生涯学習課長

会議につきましては、十分な話し合いを行いながらということございまして、その点につきましては、これまでどおり進めて参りたいと考えております。

また、研修等の確保ということでもありますけれども、これもこれまでどおりに進めてまいりたいと思いますけれども。話し合いの場ということでもありますけれども、委員での話し合いの場ということにつきましては、会議の進め方等々の中で改めて考えてまいりたいと思います。

また、任期の持ち方でもありますけれども、今ここでどういった方向性ということか、あるいは今後に対してということでもありますけれども、今現在は、現状のままでの進め方ということと考えておりますけれども、ご意見として承っておきたいと考えております。

教育長
高橋委員

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

高橋です。

社会教育委員の委員と地域学校協議会の委員というのは、何か重なっても大丈夫ということはあるですか。

学校教育課長

地域学校運営協議会の委員に関しましては、各学校長からの推薦を基にということで、こちらのほうで委嘱させていただいてい

るものでありますので、社会教育委員との兼任がいけないとかそういうことは設けておりません。

教育長 ほかにございますでしょうか。ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしということですので、議案第1号喜多方市社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第2号を取り上げます。喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、10ページをご覧くださいと思います。

議案第2号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱についてであります。

提案理由でありますけれども、喜多方市スポーツ推進委員の退任に伴いまして、喜多方市スポーツ推進委員設置規則第4条第2項の規定に基づきまして、新たに委員を委嘱したいとするものであります。委員の候補者につきましては記載のとおりでございます。委員の任期につきましては、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとなっているところでございます。

以上です。

教育長 ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、特に異議がないということですので、議案第2号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱については、10ページにある原案のとおり可決することといたします。

以上で、審議事項のほうは終わりたいと思います。

7番のその他に移ります。

（1）教育長及び各委員からということですが、私のほうからは特にはないですが、ただ、学校教育課長、コロナの内容等についてだけ簡単に委員の方に説明してください、対応を。

学校教育課長 それでは、新年度の始まりに当たりまして、学校教育課で取りました処置について説明させていただきます。

4月6日から各小中学校は教育活動を行うということで実施しており、コロナについては大変ご心配をかけているところでありますが、各小中学校への通知といたしまして、必ず全児童・生徒並びに教職員は、家庭で検温して熱が37.5度を上まわっていないという状態を確認してから登校するということになっており

まして、家庭で検温した記録を学校に持参し、それを確認するというを必ず行うということにしております。いろんな事情で検温ができないということについては学校で検温するということで、熱がない状態で、まずはそこで水際対策というわけではないですけれども、学校には健康な状態で必ず来るということで教育活動を毎日行うということを前提としております。

万が一、先ほどの話にもありましたが、熱が出ている状態になりましたらば、出席停止ということで自宅待機をしてもらうわけなんですけれども、4日間ほど熱が下がらないということになりましたらば、教員におきましては児童・生徒におきましては、関係機関のほうに連絡してPCR検査という形になっていくものということでマニュアルをつくっております。回復すれば登校という形になります。

児童・生徒の対応ということに関しましては、あと部活動についても対外的な試合は行わないということで、現在中学校のほうも部活動はいろんなことに気を付けて実施するという事で対応はしております。

今のところ、主立ったいろんな大きな障害とか連絡はまだ来ていない状況であります。また、通知をこの後出す予定ですが、1学期の運動会、授業参観、PTA総会等につきましては、運動会は中止もしくは2学期に延期、授業参観、学級懇談会は実施しない、PTA総会等は、役員選考等で実施しなければならない学校においては、中止を原則としますが、いろんな対策をして行ってくださいということで本日通知を出す予定でおります。

以上でよろしいでしょうか。

教育長

なお、給食等は通常どおり行っております。

あと、コロナ関係で特に生涯学習課とか文化課のほうで特にというのがありますか。生涯学習課長。

生涯学習課長

特にということで、地区の運動会でありますけれども、これについても今後中止または延期ということ踏まえて、その検討について要請をして参りたいと考えております。

教育長

文化課はよろしいですか。中央公民館は特にありますか。いいですか。

<なしの声あり>

教育長

なければいいです。

というような現段階での対応ですが、感染状況によってはまた対応も変わってきますので、今のところ現段階ということであり

ます。今のことについて何かありますか。

大森委員

大森です。

学校の件なんですけれども、今だともうマスク着用というような、ほぼほぼ常識にはなっていると思うんですけれども、例えば新入生、小学校1年生なんかは、マスクをすると苦しいとかマスクはしたくないとかという場合に、現場ではどういう対応をしているのかなというのが聞きたかったんですけれども。

学校教育課長

市教委からの通知では、授業者も授業を受ける者も原則マスクをして学校生活を送るということでお願いをしたところであります。ですから、授業の一端、1年生の情報がちょっとまだ入っていないところではありますが、マスクをして授業をしているということでもありますので、手がかかるお子さんかもしれないかもしれませんが、マスクをして生活していただいていると認識しております。

教育長

確かに低学年の子供たちはすぐに外しちゃったりする、そういう恐れもあるんですが、やっぱり感染拡大防止というのが第一前提だし、子供の命というか子供を守らなきゃいけない部分もありますので、その辺は各学校で小まめに指導しながらいろいろな教育活動を進めていくというふうにお願いします。

ほかにございますか。

高橋委員

マスクが手に入らなくて困っているという方が、皆さんマスクしてらっしゃるので手に入っているのだなと思っているんですが、子供さんのマスクとか足りているのかなととても不安なんです、その状況を知るすべもなく何もせずずっと1カ月いたんですが。

例えばですが、もしマスクがなくて困っているという方がお子さんなどでいらっしゃるようなら、今お休みをしている公民館事業の何か縫い物をしているような方たちなどに要請して、このような形で型紙をお渡しして作ってくれないかみたいな、一定の基準でお願いをして集めていくということもできるかなと、公民館ごとにそんな要請をしてもいいかななんて思いながら、私も何もせずずっといしましたが、何をしていいか分からない一般の人たちですね。どんな支援をしていいのかも分からずいるんだけれども、せっかく人づくりで一生懸命人を助けようという気持ちになっている人たちの活動の場も何かちょっと公民館も考えてもらいたいなと思いました。

以上です。

学校教育課長

先に学校教育課のほうから説明を一つさせていただきますと、確かにマスクが今現状ではなかなか手に入らないという状況ではありますが、保護者の方に用意してくださいということをお願いしているのが現状でございます。

市としても、なかなか子供のほうまでというところが難しい状態でありますので、学校教育課のほうから各学校に対して、保護者の方々に今委員からお話あったような布製というか手作りの物を作っても用意していただけるような働きかけ、呼びかけをしてくださいということで、学校には本日連絡する予定になっております、学校にはですが。

中央公民館長

各公民館は4月1日以降、講座が中止になっているんですけれども、年度当初で新しく講座生を今募集している段階なのでそこまで依頼はできないかなと思いますし、あと、ゴムもなくガーゼもないという状況をお聞きしていますので、そこまで強要はできないのかなと今考えているところでございます。

以上です。

教育長

校長先生方については、やっぱりそういう不安もあって、マスクが手に入らないという、学校の予備もあまりないということもあって心配はしていただいて、かなりあるんですが。

この間校長会等でお話ししたのは、今こういう時期で非常に困った時期なんですけど、逆にチャンスとして考えてくれないかと。今コミュニティスクールも含めて、地域との連携で子供を支援する教育をやっているんで、それぞれの学校が地域と手を結んで、保護者だけでなく、そういった部分もある意味補充もできるかもしれませんし、いろいろな部分で保護者とか地域の皆様方のご協力を頂いてマスクを作ってもらおうとか、中には余分があるから持っていけという人もいるかもしれませんし。

だから、そういった意味で地域と学校の連携というものをもっとより強く図ってほしいということをお願いしています。ただ本当に、マスクそれから塩素の消毒剤等なかなか手に入らないので、かなり苦労はしているんですけれども、そんな現状であります。

教育部長

市の全体的な対策本部のマスク等の対応状況で若干ご報告いたしますが、マスクについては、市のほうで、この感染症になった時点で備蓄が若干2万枚ほどございました。それについては、その後の、やはり福祉施設とか病院とかで足りないという状況がございましたので、そういったところに優先で、全部は枚数が少

ないので行き渡らないわけですがけれども、そういうところ優先で市の備蓄については配布させていただいているところです。

あと、手指の消毒剤のほうも市の発注でもなかなか手に入りませんで、発注はしているんですけれども手に入らない状況が続いています。ただ、何とか学校等についても、余分はないですがけれども、全然なくならないように少しずついろいろな手配しながらそういう薬剤等も調べているところでございます。

あと、対策本部としても、マスクも含めてですがけれども消毒剤等も含めて発注はかけているという状況にございます。なかなかやはり物が入ってこないというので苦しい状況にあります。

以上であります。

教育長

今部長からあったように、なかなか物が入ってこない状況があつて、ただ部長を中心に教育のほうでは学校に大きな支障が来さないような対応をいろいろやっております。

ほかにもございますか。

大森委員

コロナ関連なんですけれども、まず喜多方市においては、例えば保護者の方からどうして学校再開するんですかとか、家は行かせたくないんですというような問い合わせとかそういうのはあるのでしょうか。

学校教育課長

お答えします。

学校教育課そのものにそういうお問い合わせが直接あったのは、調理員の方が、関東方面から来た方がご自宅に息子さんかどなたかが帰ってきているという情報を聞いたけれどもどうなんだというようなお問い合わせが1件あったところであります。そこは教員と同じような対応をしていただいて、学校のほうの対応に基づき実施するということで考えております。

教育委員会に直接ではないんですけれども、学校の保護者の方で感染が心配なので行かせたくないというようなことを校長に訴えがあったということがあったわけなんです、そういうことにおきましては、今のところ通常の欠席ということで対応してくださいということで学校には連絡をしております。それにつきましても、丁寧な学校での対策についての説明をして、理解を深めていただくような説明をするようにということで連絡はしているところであります。今のところそれだけです。

大森委員

そこは、やっぱり課長がおっしゃったように丁寧な説明が必要なのかなと。やっぱり親の立場になれば安全が最優先というところのご心配もよく分かるのでお願いいたします。

あと、もう1点、先ほどのマスクの件なんですけれども、マスクはもうないと、市販のものが無いということになると作れないというようなことで布製のマスクを作っている方もいらっしゃるし、市販の物を使い回ししている方もいらっしゃると思うんです。

前にちょっとマスクを見て、いわゆる皆さん白いマスクをしていますけれども、黒かったりとかいろんなカラーのやつというんですかね、そういうのもあると思うんですね。あまり好ましくないなと私は思っていたんですが、もうこの時期になるとそんなこと言っていられないので、例えば児童とか生徒がそういう色のマスクをしてきても基本的には命を守るためのものなので、そういうことに対する偏見とか差別というのは、マスク着用に関しては布製であっても色がどういふものであっても偏見の目で見ないとか、そういうのが例えばいじめとかからかいとかそういうのにつながらないようにというのは、市教委としても各学校のほうに徹底すべきかと思うのでよろしくお願いします。

学校教育課長

委員のご指摘、そのとおりだと思いますし、マスクの件だけでなく、最近ですと東京方面からこちらの地方に、4月という時期になったということで学生さんが新天地で就職とか、それに対しての、逆に教育長からも朝、話があったんですけれども、バッシングといいますか、そういうふうになり得るということもあるので、そういうことも含めて、各学校への児童生徒に対してもいじめや人権侵害に当たるようなことがないような指導を行うようにということで、これも併せて通知をして文書のほうを先程作成して本日には渡したいと思っているところであります。

教育長

ほかにございますか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、ほかに委員の皆様方から何かあったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、(2)の事務局からということで、何かあったらお願いいたします。特にございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということでありますので、7番はこの程度にいたします。

続いて、8番の連絡事項に移ります。令和2年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)についてということで、事務局よ

り説明を求めます。

教育総務課長 それでは、最後のページ、11ページをお開き願います。

教育委員会会議の開催日程でございますが、定例会・臨時会につきましては、この一覧表のとおりで変更ございませんのでよろしく願いいたします。

下の今後の日程でございますが、会津教育事務所域内三支会連絡会定例会が令和2年4月16日午後2時から開催されます。ということで、喜多方市教育委員会としては、耶麻支会ということで耶麻支会の代表教育長の教育長と、耶麻支会の支会長ということで高橋職務代理者、あと事務局長ということで教育部長の3名の方にご出席いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 今、日程等については教育総務課長からあったとおりなんですが、ここについて何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

高橋委員 耶麻支会ですとか、こういった三支会などとか、あとほかに県の研修会ですとか、いろいろそういった会があったと思うんですが、そのことに関して、この新型コロナウイルス関連で自粛をしようという方向はないんでしょうか。

教育総務課長 まず、耶麻支会につきましては、西会津町と北塩原村と今協議をしましてどうしようかということを考えてございます。多分、今までですと5月下旬頃やっていたんですけども、恐らくそれは少し延ばしていきたいなと考えています。

なお、西会津と北塩原の対応状況も確認しながら決定していきたいと思います。

あと、県のほうにつきましても、今のところ特に延期や中止などという連絡というのではないんですけども、市町村の教育長会議だけは中止というような、1つ会議だけは中止という連絡がありました。その他につきましては、特に今のところまだ中止や延期という情報は入ってきてございません。

教育長 県のサイドでは今あったように、大きな、各教育長とか集まりの会議等については中止の方向で、福島も感染者数が増えているので、あと別な意味で県のサイドで集める部分については、ほとんどがやっぱり中止または延期になっています。そんな状況です。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

それでは、案件等これで全て終わりたいと思います。これもちまして、令和２年４月教育委員会定例会を閉じたいと思います。

なお、終了時刻ですが、午前10時53分ということでお願いいたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時53分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

教育総務課長補佐